

別記様式第2号（第9条関係）

その1 <p style="text-align: center;">営 業 の 方 法</p> 営業所の名称 パチンコ〇〇 営業所の所在地 神戸市〇〇区〇〇町4丁目5番6号 風俗営業の種別 法第2条第1項第4号の営業	
営業時間	<p>午前 午前 10時00分から 11時00分まで 午後 午後 ただし、 の日にあつては、 午前 午前 時 分から 時 分まで 午後 午後</p>
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	<p>営業所の出入口のドア付近の柱の高さ1メートルの部分に、長さ70センチメートル、幅20センチメートルの白色プラスチック板に黒色で「18歳未満立入禁止」と記入したものを貼付する。</p>
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する ②しない
	① 場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 <p>営業所内に自動販売機を設置し、コーヒー、ジュース、茶類等を提供する。</p>
酒類の提供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)		
(まあじやん屋のみ記載すること)		
遊 技 料 金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する	
	全自動台につき	円
	半自動台につき	円
	その他の台につき	円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法		
(ぱちんこ屋及び令第11条に規定する営業のみ記載すること)		
ぱちんこ屋及び 令第7条に規定する 営業の遊技料金	ぱちんこ遊技機	玉1個 〇〇 円
	回 胴 式 遊 技 機	玉1個 円
		メダル1枚 〇〇 円
	アレンジボール遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	じやん球遊技機	玉1個 円
		メダル1枚 円
	その他の遊技機 ()	につき 円
その他の営業の 遊技料金	遊 技 の 種 類 ()	につき 円
遊 技 料 金 の 表 示 方 法	賞品交換カウンター、玉貸し機及びメダル貸し機等の客の見やすいところに「遊技料金1個(玉)〇円」、「遊技料金1枚(メダル)〇円」と表示する。	
賞 品 の 提 供 方 法	<p>営業所の賞品カウンター等に遊技球(遊技メダル)の自動計数機を設置し、客が獲得した遊技球(遊技メダル)を店員が自動計数機を操作して、計数し、計数機から出てきた遊技球(遊技メダル)の個数が印字されたレシートを客に渡す。</p> <p>客は、レシートに表示された個(枚)数分の賞品を賞品棚から選び出し、それを賞品カウンターにおいて確認のうえ交換する。</p> <p>提供する賞品とその価格は別添のとおりであるが、賞品の交換は賞品価格と遊技球(遊技メダル)の数量に対応する金額とが等しい価格で交換する。</p>	
提供する賞品のうち 最も高価なもの	腕時計、バッグ等 (10,000 円)	

